

共生社会の実現に向け

県検討委員会の報告出る

立憲民主党・県議会議員 きしへ 都

昨年は国の省庁をはじめ、地方自治体での障がい者雇用促進の水増しが大きく報じられました。障がい者雇用について、国や地方自治体は旗振り役であり、率先して雇用率の向上に努めなければなりません。ところが、法定雇用率を達成するため

的見地から助言・指導をいただき、地方自治体における障がい者雇用促進に係る制度の在り方を検討するため、学識経験者からなる「障がい者雇用促進検討委員会」を設置し、先日報告書が提出されました。

報告された前例踏襲やガイドラインの認識不足、本人の同意なき不適切計上など、障がい者雇用促進法の趣旨を見失つていてことは大きな問題です。今後の適正な事務手続きはもちろんのこと、研修や具体的な状況の調査・把握、当事者や支援者も含めた継続した検討・整

止策などについて、専門的な見地から助言・指導を取り上げてきました。障がい者の働く機会の拡大と環境の整備が趣旨であり、この間、会派として障がい者雇用について取り上げてきました。障がい者雇用率という数字だけが、独り歩きし、率を上げることが目的となつてしまつていなか、不斷の検証が必要です。

不適切な事務処理が全国的に起きていることを踏まえ、再発させないことも重要ですが、障がい者雇用制度について、第三者の検証組織での検討を継続し、国への働きかけとともに自治体としてしっかりと取り組むこと

みなさまからのご意見、ご要望をお待ちしています

きしへ都政務活動事務所

南区通町2-25-3 千々輪ビル1階

☎045-341-3385

<http://kishibe-miyako.com/>

